

重要

足場工事業の皆様に関わる

法改正

2023年10月～
2024年4月

まとめ

施行期日迫る！

今年3月にも労働安全衛生規則の一部改正についてお伝えさせて頂きましたが、施行期日が10月に迫ってきました。今後予定されている法改正の内容をまとめましたので、現場の安全安心のためにチェックし、準備を進めておきましょう！

2023年
10/1
施行

1 インボイス制度 (適格請求書保存方式)

登録申請
はお済みですか？

罰則あり

仕入税額控除の手続きに一定の項目が記載された適格請求書(インボイス)が必要になり、課税事業者のみが消費税の仕入税額を控除される。適格請求書の保存を義務づける。

2 足場からの墜落防止措置の強化 足場点検の確実な実施

点検用紙
の修正は必須！

- ① 足場の点検時には、点検者をあらかじめ指名し、その者に点検を行わせることを義務づける。
- ② 強風、大雨、大雪等の悪天候等、又は足場組み立て等の後の点検時には、点検者氏名の記録・保存を義務づける。

2024年
4/1
施行

3 トラックでの荷役作業時における安全対策 保護帽の着用が必要な貨物自動車の拡大

型式検定に合格した
ヘルメット着用

最大積載量2t以上5t未満で、荷台の側面が開放できるものは保護帽の着用を義務づける。(平ボディ車、ウイング車など)

4 足場からの墜落防止措置の強化 一側足場の使用範囲を明確化

必要資材の確保
はお済みですか？

幅1メートル以上の場所では、本足場の使用を義務づける。
※つり足場の使用時や障害物があるなどして、本足場の使用が難しい場合はこの限りではない。

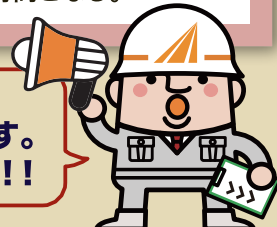
5 働き方改革関連 労働時間の上限規制

直接雇用
の方は要注意！

罰則あり

- 時間外労働が年720時間以内
 - 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - 時間外労働と休日労働の合計について、2～6ヶ月の平均がすべて1か月当たり80時間以内
- ※ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月まで
※ 36協定が適用されることで、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となる。

今後の改正で施工が10月に迫っているものについては、今のうちに準備が必要です。また、来年には本足場を組む現場も増えることから、資材が不足する事が想定されます。どんな現場にも対応出来る様、**足場王でレンタル契約**しておくことをオススメします！！

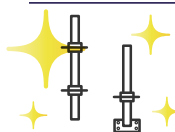


足場王のレンタルなら
くさび足場が



月額14,700円～
(税込16,170円～)

返却時の洗浄代¥0



塗料等の付着による
洗浄代金は一切いた
だきません。

正確な在庫管理



弊社独自の在庫管理
システムを用いて、常
に最新の在庫データ
維持を行っています。

確かな品質管理



仮設工業会の製品ガ
イドラインに基づき、
1本1本確認、仕分け
を行っています。

まずは 0120-148-089 又は各営業担当までお電話下さい！



中古くさび足場 買取販売レンタル

埼玉県公安委員会 第431260005476号
社団法人 仮設工業会 会員
<https://ashibao.jp/>

アシバ オハヤク

0120-148-089

今後、FAX送信が不要なお客様は下記に社名と□にチェックの上、お手数ですがFAXでご返信をお願いします。

御社名

☐ FAX 通信は不要

FAX 049-279-5203